



# マルチ商法のトラブル

島根県消費者センター  
マスコットキャラクター  
だまされないゾウくん



島根県観光キャラクター  
しまねっこ  
島観連許第4772号



**マルチ商法（連鎖販売取引）**は、商品・サービスを契約して、次は自分が買い手を探し、買い手が増えるごとにマージンが入るネズミ講式の取引形態です。

扱われる商品・サービスは、健康器具、化粧品、学習教材、出資など様々で、解約・返金に関するトラブルが多くなっています。



・マルチ商法は、自分がトラブルに遭うだけでなく、強引な勧誘で知人をトラブルに巻き込むことになります。自分自身が加害者になってしまい、人間関係が壊れることがあります。

・マルチ商法はクーリング・オフが可能です。(法定書面を受け取った日を含む8日以内) なお、中途解約はいつでもできます。

消費生活に関するご相談は 泣き寝入りはいややや  
**消費者ホットライン** 局番なしの **188**  
お近くの消費生活相談センターにつながります。

## メール相談受付中

メールによる消費生活相談を受け付けています。  
詳細は島根県消費者センターホームページをご覧ください。

島根県消費者センター

検索

消費生活に関する情報も発信しています！

ホームページ QR コード



ご相談・お問い合わせは

島根県消費者センター

〒690-0887 松江市殿町 8-3  
市町村振興センター 5階

TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

石見地区相談室

〒698-0007 益田市昭和町 13-1  
県益田合同庁舎 2階

TEL & FAX 0856-23-3657